

## 関西広域連合規約の改正について（検討案）

### 1. 規約改正の検討

平成 25 年度の事業展開上、必要となる規約改正について検討を進める。  
（連合議会に説明のうえ 9 月連合委員会で決定）

#### [規約別表に定める経費の負担割合等を改正]

#### (1) 大阪府、徳島県のトクヘリ移管、運行区域拡大に伴う経費負担団体の追加

現 行：「京都府、兵庫県、鳥取県」 →

改正案：「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県  
（附則第 4 項で運航区域外とされる構成府県を除く。）」

※全構成府県への運行区域拡大に合わせて一般規定化

#### (2) 経費の負担割合について、以下の特則を追加

「別表の規定により難しい事業の実施に要する経費については、広域連合長が別に負担割合を定めることができる。」旨を追加

※予算案を連合委員会に諮るなかで連合長が決定

（想定事例）

区 分	具 体 例	～現行規定による負担割合～
ア	過渡的に一部団体で事業を実施するケース（一部団体が参加を見送るケース）	（参加団体のみでの負担事業） （各事業費目ごとの負担割合）
イ	個々の事業によっては、現行規定による負担割合が実状にそぐわないケース	WE B研修事業の直接経費 （受講者は特定されず） 広域研修：受講者数割（10/10）
ウ	事業全体として、現行規定による負担割合のままでは受益と負担の関係から必ずしも適切とは言えないケース	農林水産振興事業の直接経費 （事業所は関連性に乏しい） 広域産業振興費 人口割・事業所数割（各 5/10）
		文化振興事業の直接経費 （宿泊施設は関連性に乏しい） 広域観光文化振興費 人口割・宿泊施設数割（各 5/10）

#### ※処理事務（農林水産振興・文化振興）としての規定整備について

それぞれ広域産業、広域観光文化の分野内の取組の一環として整理されているが、  
（ア）広域計画の改定検討を通じた規約全体の見直し作業の動向や、  
（イ）両事務の具体の実施事業の明確化に向けた検討の状況等を踏まえて、  
あらためて規約改正を行う。

### 2. 今年度のスケジュール（予定）

			全体日程	規約改正スケジュール
H24	8月	～		分野局・構成団体との調整
	9月	月上旬	連合議会常任委員会（医療）	↓～連合議会への事前説明～
		月下旬	連合委員会	連合委員会で方針決定
	10月	中旬	連合議会常任委員会（総務）	連合議会、構成団体への説明周知
	11月	下旬	連合委員会・連合議会	↓
	12月	下旬		構成団体議会で議案上程（11月下旬～12月下旬） 総務大臣へ許可申請又は届出
	～	～		